

510 研究展開委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下、「NPO・LSA」という。）における研究展開委員会（以下、「本委員会」という。）の運営要領を定める。

(位置付け)

第2条 本委員会は、理事会の下で、他の委員会及び事務局と十分な連携を取り、NPO・LSAの研究実施、研究内容に関する検討・評価及び研究成果の普及・展開を行う。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長、副委員長、及び委員により構成する。

委員長は、本委員会を代表し統括する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長がその職務を遂行できない場合は代行する。

本委員会は、下記のメンバーで構成する。

- | | |
|--------|---|
| ① 委員長 | 1名 |
| ② 副委員長 | 3名程度 |
| ③ 委員 | 研究分科会主査
アドバイザー（会員外） 必要に応じて委員長、副委員長が要請する。 |
| ④ 評価者 | 本委員会委員長、副委員長のほか委員長が要請する者。 |

(任期及び選任)

第4条 本委員会の委員長、副委員長、及び委員の任期は原則2年とし、総会後の理事会で選任されたのち、翌々年の総会までとする。再任は妨げない。

- ① 委員長は、理事会が選任する。
- ② 副委員長は委員長が選任し、理事会に報告する。
- ③ 分科会主査は、委員長が選任し、理事会に報告する。
- ④ 副委員長及び分科会主査が任期途中で退任する場合は、本委員会において後任を選任する。また、副委員長及び分科会主査については理事会に報告する。
- ⑤ 分科会主査は必要に応じて副主査を選任することが出来る。副主査を選任した場合は、本委員会に報告する。副主査が任期途中で交代する場合、主査はその旨を委員会に報告する。
- ⑥ 理事の委員長及び副委員長が任期途中で退任する場合は、理事会が後任を選任する。

(業務)

第5条 本委員会は、定款第5条（1）②に定める「最終処分場技術システムの研究に係る事業」の推進に係る下記の業務を実施する。

- (1) 研究の方向性の決定と研究体制に関する事項

- ① 研究会として取り組むべき研究の方向性の検討、決定
 - ② 研究グループ、分科会の研究テーマの検討、決定
 - ③ 分科会メンバーの募集、決定
- (2) 研究内容の評価と予算配分に関する事項
- ① 研究計画策定時の研究内容の評価と予算配分への助言
 - ② 研究成果の評価
- (3) 研究成果の展開に関する事項
- ① 研究成果報告書の作成
 - ② 研究成果発表会の立案、実施
 - ③ 研究成果の外部発表の調整
 - ④ 研究成果のビジネス資料への転換と指導
- (4) 研究奨学制度の実施に関する事項
- ① 研究奨学制度の立案
 - ② その他研究奨学制度実施に関する必要な事項
- (5) その他研究展開活動に関し必要な事項
- ① 理事会における研究経過発表のフォロー
 - ② その他必要な事項

(要領の改廃)

第6条 本要領の改廃は、研究展開委員会が起案し、理事長が承認する。

付 則 この要領は、平成25年7月30日から施行する。

改定履歴

令和2年2月28日 改定

令和3年6月30日 改定

2021年9月16日 改定

2024年12月17日 改定